

特 集 号

12|20

平成27年(2015)

北区ニュース

マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん



マイナンバー制度 が始まります

北区では11月10日からマイナンバーの通知をお送りしています

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、国や区などの複数の機関に存在する個人の情報が「同じ人の情報である」ことを確認するための新しい制度です。

社会保障・税制度の効率性・公平性を高め、区民の皆さんの利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのものです。北区では11月10日から、順次、住民票のある方にマイナンバーを通知しています。今回の北区ニュース特集号では、マイナンバー制度の概要とこれからのマイナンバーに関するご案内や手続きについてお知らせします。

マイナンバーとは?

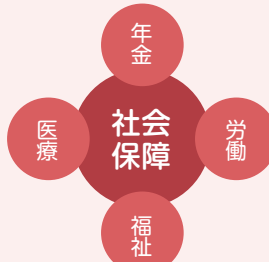


マイナンバー(個人番号)とは、住民票のある方が一人一つ持つ、12桁の番号のことです。

マイナンバーは、住所が変わっても原則変わらずに、一生使うものです。ただし、マイナンバーが漏えいし不正に使われるおそれがあると認められる場合には、申請等の手続きを経て変更することができます。

マイナンバーは何に使うのですか?

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策分野の中で、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続きをする際に利用します。

また、お勤め先で給与の年末調整を行う際や、健康保険・厚生年金・雇用保険の手続きなどでもマイナンバーを利用します。

 <p>社会保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金の資格取得や確認、給付 ●雇用保険の資格取得や確認、給付 ●医療保険料の給付請求 ●福祉分野の給付、生活保護 など 	 <p>税</p> <ul style="list-style-type: none"> ●税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載 ●税務当局の内部事務 など 	 <p>災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被災者生活再建支援金の給付 ●被災者台帳の作成事務 など
--	--	---

マイナンバーを使うときはカードで確認をします

役所での手続きやお勤め先での税金や雇用に関する申請書などにマイナンバーを記載します。この際、申請書にマイナンバーを書くだけでなく、書かれたマイナンバーが正しいマイナンバーであるか、11月にお送りしている通知カードか、申請をすることで交付される個人番号カードで確認をします。

マイナンバーのご案内は白い封筒でお送りしています

北区では11月10日からマイナンバーの通知をお送りしています。通知は全国共通のもので「通知カード 個人番号カード交付申請書在中」と赤い文字で書かれた白い封筒です。封筒の中には、個人番号カード交付申請書と一体になっている、緑色の「通知カード」があります。大切に保管してください。



e-Taxをご利用の方

平成28年1月以降に申請・交付が開始される「個人番号カード」に対応したICカードリーダーについては、地方公共団体情報システム機構にて確認中です。一部の機器では読み込めない場合があります。

結果については、公的個人認証サービス共通基盤事業運用会議が運営する公的個人認証サービスポータルサイト(外部リンク)にお問い合わせください。

HP <http://www.jpki.go.jp/>

マイナンバーに関する特設相談窓口を開設しています

マイナンバーの通知カードや個人番号カードの申請等に関するご相談をお受けする特設相談窓口を開設しています。

☎ 月～金曜日(土日祝日及び年末年始を除く): 午前8時30分～午後5時 ☒ 場 北区役所第二庁舎4階242会議室(王子本町1-2-11)

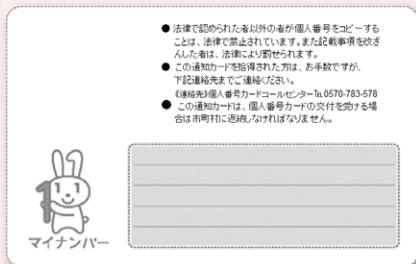
マイナンバー(通知カード)を受け取りましたか?

通知カードとは?

通知カードは偽造防止のための工夫がなされた紙製のカードで、一人につき1枚発行されるもので、カードには住所、氏名、生年月日、性別のほか、12桁のマイナンバーが記載されます。



通知カード表面



通知カード裏面

個人番号カードの申請は 便利なオンライン申請がお勧めです

個人番号カードの申請は、スマートフォンやパソコンなどからオンライン申請が可能です。マイナンバーの通知がお手元に届きましたら、QRコードなどを利用して、ホームページにアクセスしてください。顔写真もスマートフォンやデジタルカメラで撮影したものを利用することができて便利です。(使用できる顔写真には要件があります。マイナンバーの通知に同封されている説明用パンフレット6ページをご確認ください)

HP <https://net.kojinbango-card.go.jp/>



個人番号カード表面



個人番号カード裏面

通知カードは何に使えるの?

通知カードは引っ越しの際や、区役所やお勤め先の手続きなどでマイナンバーを書類に記載する際、正しいマイナンバーが記載されているか確認するために、必ずご提示いただくものです。

このほか、個人番号カードの交付時に、引き換えをする大切なカードです。他人に貸したりあげたりすることはできません。また、通知カードは身分証明書として利用することはできません。

通知カードを受け取っていない場合

北区では11月10日から、簡易書留郵便で通知カードを発送しています。10月5日時点の住民登録にもとづいて世帯単位で通知カード発送していますが、ご不在だった場合や不在票の期間内に受け取ることができなかった場合は、通知カードが北区役所に返戻されている可能性があります。北区個人番号カードコールセンターにお問い合わせください。また、区役所へ返戻された方へは、案内ハガキ(普通郵便のため転送されます)で順次ご連絡します。

※返戻後3カ月保管いたしますが、お受取りにならない場合は、破棄することになりますのでご注意ください。平成28年4月以降は再発行手数料として500円がかかります。

※10月5日以降に出生届を出した方や転入届を出した方などの通知カードについては、10月5日時点で住民登録されている方の通知カードの作成後に、作成及び送付が行われるため、まだ送付されていない可能性があります。その場合は、しばらくお待ちください。

問 北区個人番号カードコールセンター ☎0570-00-2078

マイナンバーを受け取ったら 個人番号カードの申請を! (任意)

マイナンバーの通知には個人番号カードの交付申請書が同封されています。個人番号カードは無料で作成できる、ICチップに公的個人認証機能が搭載された、顔写真付きの公的身分証明書です。申請は任意で、希望される方はマイナンバーの通知に同封されている「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に必要事項を記入し、顔写真を添付して申請をしてください。

通知カードの紛失にご注意を!

11月からお送りしている通知カードは、今後、引っ越し等、役所等の各種手続きや、お勤め先の給与事務・雇用保険などの手続きに必要な書類の作成の際に、原則としてお持ちいただく大切なものです。

また、個人番号カードの交付を申請した場合には、個人番号カードと引き換えるものですので、紛失等のないようお願いします。(平成28年4月以降は再発行手数料として500円がかかります。)

通知カードを紛失された場合は、警察へ遺失届を届け出て遺失届受理番号を控えたうえで、お近くの区民事務所にご連絡ください。

問 王子区民事務所 ☎(3908)8745
赤羽区民事務所 ☎(3901)2693
滝野川区民事務所 ☎(3910)0141

マイナンバー制度に便乗した 詐欺にご注意ください

マイナンバーを利用する際には、必ず、カードに記載されている番号の確認と、ご本人の身分証明書などによる、本人確認を行うことになっています。

区役所や税務署などの行政機関や金融機関などが、マイナンバー制度の導入に伴い、口座番号や所得情報、マイナンバーを確認することは一切ありません。マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問には応じないでください。また、簡易書留で送られた通知カード等を、他人に渡すことは絶対にせず、怪しいと感じたら、すぐに警察へ110番をしてください。

問 110番

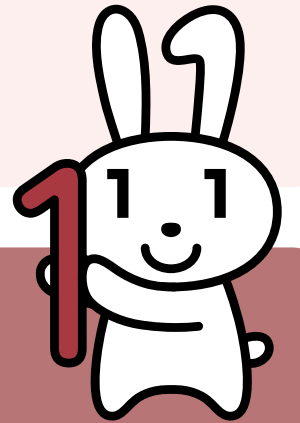
引っ越し等の届出の際には 通知カードまたは個人番号カードが必要です

転入・転居・国外への転出の住民異動の手続きの際は、通知カードや個人番号カードの記載事項を変更する必要がありますので、区民事務所へご持参ください。また、氏名など記載事項に変更があったときも、14日以内にカードの記載事項を変更する必要がありますので、区民事務所にご持参ください。

通知カードや個人番号カードの記載欄が一杯になった場合は、カードを再発行することになります（記載欄が一杯になっ

た場合の再発行手数料は、無料です）。この場合、カードを回収させていただく必要があります。また、新しいカードは、地方公共団体情報システム機構で作成されるため、お手元に届くまでに日数がかかりますが、ご了承ください。

問 王子区民事務所 ☎(3908)8745
赤羽区民事務所 ☎(3901)2693
滝野川区民事務所 ☎(3910)0141



社会保障・税に関する 区役所での手続きでお越しの際は 通知カードまたは個人番号カードをご持参ください

平成28年1月以降、区役所で行う社会保障・税に関する手続きでは、申請書等にマイナンバーを記載していただくとともに、記載されたマイナンバーが正しいものか確認するために、通知カードや個人番号カード等を確認させていただきます。

区役所に手続きでお越しの際は、必ず通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。

※区役所の全ての手続きでマイナンバーを利用するものではありません。各手続きでマイナンバーを利用するかどうかは、お問い合わせください。

区の手続きでマイナンバーは どのように使うのか？

区の各種手続きの際に記入していただく申請書等にマイナンバーの記載欄が設けられ、区民の皆さんには、マイナンバーをご記入いただきます。

○ マイナンバーを申請書等に記載する際には、正しいマイナンバーが記載されているかどうか、必ず、区職員が通知カードや個人番号カードで確認をします。

○ また、通知カードをご提示いただいた場合には、本人確認のために別途、本人確認書類をご提示いただき、区職員が確認をします。（個人番号カードであれば、その他の本人確認書類は必要ありません）

申請者本人ではなく 代理人が手続きをする場合には？

- 代理人としての身分を証明する書類をご提示いただきます。
 - ・ 法定代理人（15歳未満のお子さんの親や、成年後見人の方）の方は、代理権を証明する書類（戸籍謄本その他その資格を証明する書類）が必要です。
 - ・ 上記以外の代理人（介護を受けている親の代理人として、子が申請をする場合などもこちらに含みます）の方は、委任状が必要です。
- このほか、①代理人の方の本人確認書類 ②申請者本人のマイナンバーを確認するための通知カードまたは個人番号カードの写しが必要です。

詳しくは、それぞれの手続きの担当課にお問い合わせください。

区内事業者の皆さまもマイナンバーを利用します

マイナンバーの準備は お済みでしょうか？

従業員等の給与支払や雇用保険、健康保険に関する事務でマイナンバーを利用します。北区公式ホームページで、事業者向け情報を掲載しています。

HP <http://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/jigyousya/index.html>

区内中小規模事業者向けのマイナンバー対応 マニュアルをWEBで公開しています

北区公式ホームページでは、従業員が100名以下の中小規模事業者のマイナンバー対応のための情報漏えい対策を記載したマニュアルを公開しています。ご活用ください。

HP <http://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/jigyousya/office09.html>

個人番号カードの交付申請方法 (受け取りには事前予約が必要です)

通知カードに同封している「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入して、返信用封筒でお送りいただくか WEB から、個人番号カードの交付申請をすることができます。(希望する方のみ)

① 通知カードの保管と個人番号カードの申請

通知カードを受け取ったら、通知カードを切り離して大切に保管してください。

希望する方は、個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、写真を貼り付けて返信用封筒でポストに投函してください。また、WEB からお申込みいただくこともできます。(申請書の記入方法等は、同封の説明用パンフレット5ページをご確認ください)

② 受け取り日の予約

個人番号カードの交付申請を受け付け後、平成28年1月以降に地方公共団体情報システム機構で個人番号カードが作成され、北区役所に送られてきます。北区から、個人番号カードの交付準備ができた「交付通知書」と「受け取り予約のご案内」を転送不要の郵便でお送りします。ご案内を確認のうえ、必ず北区個人番号カードコールセンター(0570-00-2078)またはご案内に記載されているWEBサイトから受け取り日時の予約をしてください。

③ 個人番号カードの受け取りの準備

予約した日時に、区役所の特設会場にご来庁ください。交付には、以下のものが必要です。

- ①通知カード
- ②個人番号カードの準備ができたことをご案内する「交付通知書」
- ③運転免許証などの本人確認書類
- ④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

※交付の際に必要な持ち物の詳細は、ご案内に同封します。書類等が不足している場合には、個人番号カードの交付をすることができない場合があります。

④ 来庁時の本人確認

交付会場の受付時に個人番号カードの交付に必要なものをご確認させていただきます。書類が不足する場合は受付ができませんので、ご注意ください。

※個人番号カードの写真と窓口に来所された方の同一性を確認するために、顔認証システムを利用する場合がありますので、ご協力をお願いします。

⑤ カードに記録するパスワードの設定

本人確認後、パスワードの設定をお願いします。

「パスワード」は最大で4種類を設定します。手続きをスムーズに進めるためにもあらかじめパスワードをご検討ください。

パスワードの詳細は、通知カードに同封されている「説明用パンフレット」をご覧ください。また、設定したパスワードは他人には絶対に教えないでください。

⑥ 個人番号カードの交付

全て終了すると、個人番号カードを交付します。

個人番号カード交付の特設会場を設置します

北区役所第二庁舎に、個人番号カード交付のための特設会場を設置します。個人番号カードの交付にあたっては、多くの方が申請される見込みのため、受け取り日時を予約のうえ、指定した日にご来庁ください。(事前予約無しの場合や、予約日以外の日に来庁しても受け付けることができませんのでご注意ください)

また、特設会場では個人番号カード交付のほか、マイナンバーに関するお問い合わせ窓口も合わせて設置しています。

【開設期間】 平成28年1月末～5月末(予定)

【開設日時】 月～金曜日 午前8時30分～午後7時
第二・第四日曜日 午前9時～午後5時

【場 所】 北区役所第二庁舎4階(王子本町1-2-11)

マイナンバーに関するお問い合わせは
コールセンターをご利用ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

通知カードや個人番号カードに関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

(フリーダイヤル)

0120-95-0178

平日：午前9時30分～午後10時
土日祝日：午前9時30分～午後5時30分
(12月29日～1月3日を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- 通知カード、個人番号カードに関すること 050-3818-1250
- ※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応(無料)
- マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 0120-0178-27
(英語以外の言語は、平日：午前9時30分から午後8時まで
土日祝日：午前9時30分から午後5時30分まで)

北区個人番号カードコールセンター

通知カードの配送に関することや、個人番号カードの相談・申請書の書き方に関することのほか、個人番号カードを申請した際の受け取り予約などはこちらにお問い合わせください。

(ナビダイヤル)

0570-00-2078

平日：午前8時30分～午後8時(一部業務は午後5時まで)
土日祝日：午前9時から午後5時(一部業務は営業しません)
(12月29日～1月3日を除く)

※ナビダイヤルには通話料がかかります

個人番号カードを紛失した場合は 24時間365日開設のコールセンターを設置しています

平成28年1月から、個人番号カードを紛失した場合、コールセンターに電話で連絡をすることで、カードの一時停止措置がとられ、カードの第三者によるなりすまし利用を防止します。

0570-783-578 (全国共通ナビダイヤル)